

消防団 Q&A

Q 消防署と消防団の違いは？

A 消防署では常勤の消防職員（地方公務員）が消防業務に従事するのに対し、消防団では消防団員（非常勤特別職の地方公務員）がそれぞれの仕事を持ちながら活動を行います。消防署と消防団は連携協力して活動しますが、消防団は消防署とは異なり、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆け付け、その地域性を生かした消火活動などを行います。

Q 仕事をしながら参加できますか？

A できます。普段は各自の仕事に就きながら、主に休日に訓練などを行い、火災などの緊急時に自宅や職場から駆け付けて活動を行います。勤務先には、市から消防団の活動について協力要請を行っています。

Q どのような処遇ですか？

A 年間報酬および災害・訓練などに出勤した場合は、出勤手当が支給されます。消防団活動に必要な被服は、市から貸与されます。消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償するため公務災害補償等の制度が設けられています。一定期間以上勤務し退職した場合には、消防団員の階級および勤続年数に応じて退職報償金が支給されます。

(参考) 年間報酬…16,000円～72,000円（階級に応じて）
 出勤手当…1,000～5,000円（災害区分に応じて1回につき）
 退職報償金…5年以上勤務で勤続年数、階級に応じて

消防団員 募集 女性団員



◆入団資格…市内に居住する18歳以上の人（男女不問）
 ◆入団に関するご質問・手続きなど、お気軽にお問い合わせを。

舞鶴市消防本部 ☎ 66・0119
 東消防署 ☎ 65・0119
 西消防署 ☎ 77・0119

インターネットでのお問い合わせは、舞鶴市ホームページの「消防本部お問い合わせフォーム」から。

Q 舞鶴の消防団について知りたい

A 舞鶴市の消防団は東地区に9消防団、西地区に11消防団で構成しており各地域を管轄しています。団員数は1,083人。平均年齢は44.2歳です（平成29年1月1日現在）。近年、団員数が減少傾向にあることから、特に若い団員希望者の増加が望まれています。



Q 女性も消防団員になれますか？

A なれます。消火活動や後方支援などの活動もありますし、住宅用の火災警報器の普及促進や一人暮らしの高齢者宅への防火訪問、地域の防災教育や広報誌の作成などでも活躍しています。今後、さらに女性団員が増えることが期待されています。



現役消防団員から

消防団のいろいろな役割の中で、自分を生かせる活動を行っています



朝来消防団 第3部 団員
 水元 恵子 さん（左）
 林 晴美 さん（右）

消防団の広報誌作りをお願いされたことをきっかけに入った消防団。2か月に1回の広報誌の発行と、活動時の機材の準備などの後方支援が私たちの主な役割です。休日に活動を行うことが多く、無理なくできる範囲で行なっています。

消防団で頑張っている団員の姿を、地域の皆さんや団員の家族にも、もっと知って欲しいという思いで、子どもでも読める広報誌作りを心がけています。地域に貢献できて、やりがいのある活動だと感じています。

女性団員がもっと増えて、消防団の活動の幅がさらに広がればいいと思います。

地域防災の要 消防団員 になろう!!



舞鶴市の安全・安心を守る消防防災体制において消防団は欠かすことができません。消防団は、地域で起こる災害に対し、消防署と連携しながら迅速に対応します。消防活動は1人ではできません。さまざまな職種に就いている地域の人々が協力し、地域の安全を守っています。その活動に、あなたも参加してみませんか。

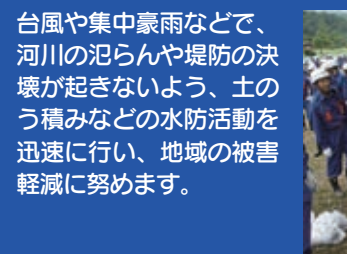
消防団の活動

災害時



消火活動

火災が発生すると、消防団員は現場に駆け付け、早期鎮火に努めます。大規模火災の場合は近隣の消防団と連携し、より効率のよい消火活動を行います。



水防活動

台風や集中豪雨などで、河川の氾らんや堤防の決壊が起きないように、土のう積みなどの水防活動を迅速に行い、地域の被害軽減に努めます。



避難誘導

大規模災害時には、関係機関と連携して住民の避難誘導や救助活動を行います。地域を知り尽くした消防団だからこそ迅速な対応が可能です。

平常時



放水訓練

災害時に備え、定期的に放水訓練や消防署との合同訓練などを実施しています。



防火指導



防火パトロール

火災予防運動中や年末警戒では、防火パトロールや住民への火災予防に関する広報などを行い、地域の安全を守っています。